

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成24年8月30日(2012.8.30)

【公開番号】特開2011-40186(P2011-40186A)

【公開日】平成23年2月24日(2011.2.24)

【年通号数】公開・登録公報2011-008

【出願番号】特願2009-184270(P2009-184270)

【国際特許分類】

H 05 B 33/10 (2006.01)

H 01 L 51/50 (2006.01)

【F I】

H 05 B 33/10

H 05 B 33/14 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年7月16日(2012.7.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の面に、第1の凹部と、前記第1の凹部内に、前記第1の凹部よりも深い第2の凹部と、を有する第1の基板と、

前記第1の基板の前記第1の面を覆うように設けられた光吸收層と、

前記光吸收層上に設けられた第1の有機材料層と、

を有することを特徴とする成膜用基板。

【請求項2】

請求項1において、前記光吸收層は、モリブデン、窒化タンタル、チタン、タングステン、またはカーボンを材料として含むことを特徴とする成膜用基板。

【請求項3】

請求項1または請求項2の成膜用基板を加熱することにより、前記第1の有機材料層を液化し、前記液化した第1の有機材料は前記第2の凹部に集まり、

前記第1の基板の前記第1の面側に、第2の基板を対向させ、

前記第1の面と反対側の第2の面側から、前記成膜用基板に光を照射し、

前記光を照射することにより、前記第2の凹部に集められた前記液化した第1の有機材料を、第2の有機材料層として前記第2の基板上に転写することを特徴とする成膜方法。

【請求項4】

請求項3において、

前記第2の有機材料層は、発光層、正孔注入層、正孔輸送層、電子輸送層、電子注入層のいずれか1つであることを特徴とする成膜方法。

【請求項5】

請求項1または請求項2の成膜用基板を加熱することにより、前記第1の有機材料層を液化し、前記液化した第1の有機材料は、前記第2の凹部に集まり、

第2の基板の第1の面上に、第1の電極を形成し、

前記第1の基板の前記第1の面側に、前記第2の基板の前記第1の面側を対向させ、

前記第1の基板の前記第1の面と反対側の第2の面側から、前記成膜用基板に光を照射し、

前記光を照射することにより、前記第2の凹部に集められた前記液化した第1の有機材料を、第2の有機材料層として前記第1の電極上に転写し、

前記第2の有機材料層上に、第2の電極を形成することを特徴とする発光素子の作製方法。

【請求項6】

請求項5において、

前記第2の有機材料層は、発光層、正孔注入層、正孔輸送層、電子輸送層、電子注入層のいずれか1つであることを特徴とする発光素子の作製方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

次いで、ドナー基板101と転写対象の基板105を対向させる（図3（A）参照）。ドナー基板101と転写対象の基板105との間は、真空治具などを用いて真空度10⁻³Pa以下に保つ。その状態で、ドナー基板101の第1の面と反対側である第2の面から光106を照射する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0056

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0056】

光106の照射により、第2の凹部112に集められた有機材料104が転写対象の基板105に転写され、有機材料層108が基板105上に成膜される（図3（B）参照）。